

令和7年度 河北町空き家等除却事業費補助金 Q&A

補助対象の空き家等について

Q1 空き家とはどのような状態をいいますか？

A1 居住その他の使用がなされていない状態が原則 1 年以上経過している建物です。

※1年に満たない期間であって、今後使用の見込みがないことが確認できる建物も含みます。

Q2 特定空き家とはどのような状態をいいますか？

A2 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる状態など、老朽化により周囲に対して危険な状態にある空き家であると町が判断した建物です。

Q3 建物に所有権以外の権利(抵当権など)が設定されている場合は、補助の対象となりますか？

A3 建物の除却について、権利者全員から同意書を得ることができれば申請することができます。同意書は交付申請書に添付して提出してください。

Q4 空き家が建っている土地が借地の場合は、土地の所有者の同意書が必要ですか？

A4 土地の所有者の同意書が必要です。また、土地の所有者がわかる登記事項証明書や固定資産課税台帳等も提出してください。

申請者について

Q5 亡くなった父名義の空き家を除却したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A5 相続人であれば申請できます。相続関係がわかる戸籍謄本等を交付申請書に添付して提出してください。なお、申請者以外に相続人が複数いる場合、その全員の同意書が必要です。また、遺産分割協議書を作成している場合は、そのコピーを提出してください。

Q6 老人ホームに入所している父名義の空き家を除却したいのですが、子の私が補助金を申請できますか？

A6 所有者からの委任状があれば、申請することができます。なお、空き家の所有者であるお父様から必ず同意を得たうえで、除却工事及び補助金の申請をしてください。

Q7 空き家を2名で共有しています。連名で申請するとよいですか？また、補助金はそれぞれに支払われますか？

A7 代表者1名を決めて、その方が申請してください。補助金の支払いも代表者1名に支払われます。なお、申請にあたっては、他の共有者の同意書が必要です。

Q8 町内に空き家を所有していますが、所有者は町外に居住しています。補助金の申請はできますか？

A8 申請できます。なお、申請書等を郵送で提出することができます。

補助対象工事について

Q9 建物の一部だけを除却する工事でも、補助の対象となりますか？

A9 補助の対象となりません。原則として、土地に建物等がない状態にする工事が対象です。

Q10 すでに除却工事が終わっているまたは工事中の場合は、補助の対象となりますか？

A10 補助の対象となりません。工事に着手する前に補助金交付申請し、交付決定を受ける必要があります。

Q11 自分で行う除却工事は、補助の対象となりますか？

A11 申請者個人が行う工事は対象となりません。申請者と解体業者との間で請負契約が交わされ、工事代金の支払いが行われるものについて、町が補助します。

Q12 空き家の除却と同時に行う、物置や門、塀、立木などの除却工事は補助の対象となりますか？

A12 空き家の除却と残置物の処分が1つの契約であれば補助の対象となります。

解体業者について

Q13 解体業者は町外の業者でもよいですか？

A13 解体業者について、町内外の指定はありません。ただし、建設業法の許可(土木工事業、建設工事業、解体工事業のいずれか)を受けた事業者または建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた事業者に工事を依頼してください。

Q14 どの業者に頼んだらよいかわかりません。業者を教えてくださいませんか？

A14 町が特定の業者をご紹介しますことはできません。解体業者をお探しの方は一般社団法人山形県解体工事業協会にお問い合わせください。